

秦野市はだのっ子応援券の交付等に関する規則【素案】

(目的)

第1条 この規則は、公の施設の使用料の減額措置として、施設を使用するもので子どもを含む団体等に対してはだのっ子応援券（以下「応援券」という。）を交付することにより、本市の子ども・子育て施策の充実による本市への定住促進及び子育て世代の負担軽減を図ることを目的とする。

(子どもの定義)

第2条 この規則において、子どもとは、小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。

(応援券による公の施設の使用等)

第3条 応援券（別記様式のとおりとする。）の交付を受けた者は、その提出により本市が設置する公の施設（別表に定めるとおりとする。）を使用する場合において、その使用料（使用時間に応じて算出した後の額とする。）の50パーセント相当額（50円を単位とし、その額に50円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）として使用できるものとする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

2 応援券は交付を受けた施設又は別表に定める類似の施設のみで使用できるものとし、他の規定により使用料の減額又は免除が行われていない場合に使用できるものとする。

3 応援券はすでに使用料を納付したものについては使用することができない。

(応援券の交付の要件)

第4条 この規則により応援券を交付する団体等の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 子どもを1人以上含む利用であること。

(2) 子どもが団体の活動に参加するとともに、子どもを対象として、教育、学習若しくは技術の教授等の指導行為が行われること又はその成果の発表としての使用であること。

(3) 他の規定により使用料の減額又は免除が行われていないこと。

(4) 入場料の徴収若しくは作品等の販売又は営利を目的とするものでないこと。

(応援券の交付の基準)

第5条 応援券は、別表に規定する公の施設の1時間を超える1回の使用につき、1枚を交付するものとする。

(応援券の交付の方法)

第6条 応援券は、施設の係員が使用の内容を確認し、使用の終了時に交付するものとする。

(応援券の有効期限及び譲渡の禁止)

第7条 応援券の有効期限は、交付された日の翌年の同日（その日が休館日等である場合には、直近の次の開館日）における使用までとする。

2 応援券の交付を受けた者は、それを他に譲渡することができない。

(応援券の管理)

第8条 応援券の管理は、公共施設マネジメント担当課が行うものとする。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第3条及び第5条関係）

	施設	類似施設	備考
西公民館	多目的ホール	○	専用使用に限る。
	集会室A	○	
	集会室B	○	
	視聴覚室	○	
	和室	○	
	調理室	○	
上公民館	多目的ホール	○	
	集会室	○	
	和室	○	
	調理室	○	
	創作活動室	○	
南公民館	多目的ホール	○	
	集会室	○	
	学習室	○	

	視聴覚室	○
	和室	○
	調理室	○
北公民館	多目的ホール	○
	集会室	○
	音楽室	○
	和室	○
	調理室	○
	創作活動室	○
大根公民館	多目的ホール	○
	集会室	○
	学習室	○
	和室	○
	調理室	○
東公民館	多目的ホール	○
	集会室A	○
	集会室B	○
	和室	○
	小和室	○
	調理室	○
鶴巻公民館	多目的ホール	○
	コミュニティ室	○
	音楽室	○
	和室	○
	調理室	○
	創作活動室	○
渋沢公民館	多目的ホール	○
	集会室	○
	音楽室	○
	和室	○
	調理室	○
	創作活動室	○

本町公民館	多目的ホール	○	
	集会室A	○	
	集会室B	○	
	音楽室	○	
	和室	○	
	調理室	○	
	創作活動室	○	
南が丘公民館	多目的ホール	○	
	集会室	○	
	セミナー室	○	
	音楽室	○	
	和室	○	
	調理室	○	
	創作活動室	○	
堀川公民館	多目的ホール	○	
	集会室	○	
	音楽室	○	
	和室	○	
	調理室	○	
	創作活動室	○	
図書館	視聴覚室	○	
文化会館	大ホール		
	小ホール		
	展示室		
	第1会議室	○	
	第2会議室	○	
	第3会議室	○	
	和室	○	
	第1練習室	○	
	第2練習室	○	
	第3練習室	○	
宮永岳彦記念美	市民ギャラリー		

術館			
サンライフ鶴巻	体育室	○	専用使用に限る。
	創作活動室	○	
	大会議室	○	
	特別会議室	○	
	和室	○	
保健福祉センター	多目的ホール		秦野市保健福祉センター条例（平成10年秦野市条例第16号）第6条の2に規定する定期的企業使用を除く。
	第1会議室	○	
	第2会議室	○	
	第3会議室	○	
	第4会議室	○	
	和室	○	
	教養娯楽室	○	
	創作活動室	○	
広畑ふれあいプラザ	多目的ホール	○	秦野市広畑ふれあいプラザ条例（平成11年秦野市条例第23号）第6条の2に規定する定期的企業使用を除く。
	学習室1	○	
	学習室2	○	
	創作活動室	○	
	和室1	○	
	和室2	○	
	調理室	○	
末広ふれあいセンター	会議室	○	
	調理室	○	
	和室	○	
	洋室	○	
	伝統文化継承室	○	
	世代間交流室	○	
中野健康センター	多目的室	○	
	和室	○	
ほうらい会館	生活改善室	○	
	和室	○	
	会議室	○	

	集会室	○	
	小会議室	○	
里山ふれあいセンター	研修室	○	
カルチャーパーク	陸上競技場		専用使用に限る。
	水泳プール		
	野球場		
	庭球場		
	管理棟集会室	○	
カルチャーパーク総合体育館	メインアリーナ		専用使用に限る。
	サブアリーナ		
	第1武道場		
	第2武道場		
	弓道場		
	第1会議室	○	
	第2会議室	○	
	第3会議室	○	
おおね公園	庭球場		専用使用に限る。
	多目的広場		
	温水プール		
立野緑地庭球場	庭球場		

別記様式（第3条関係）

備考

- 1 材質は、紙とし、寸法は、たて5.4センチメートル、よこ8.5センチメートルとする。
- 2 表面の地色は●色、市章及び文字は黒色とする。また、発行番号を付すとともに、発行日、交付を受けた施設の名称及び交付を受けた者の氏名等（登録番号等を有する施設においては、その番号を含む。）を記載する。
- 3 裏面に利用上の注意事項を記載する。